

2022年4月から2022年6月にかけて本校で発生した「いじめ重大事態」について、第三者調査委員会の報告書（2023年11月作成）の内容を以下に記します。

第1 本件の概要

1 関係生徒

- (1) 被害を訴えている生徒A(当時高校1年生)
- (2) 加害が疑われた生徒B(当時高校1年生)・生徒C(当時高校1年生)

2 事態の概要

(1) いじめの態様

上履きに落書きをする、トイレの個室にいたところを撮影する、個人ロッカーの扉を取り外す等の行為により適応障害、抑うつ状態及び不登校に至った疑い(詳細は第3に記載のとおり)。いじめ防止対策推進法第28条第1項1号及び2号に定める重大事態。

(2) 内容

2022年4月から6月にかけて、学校法人九里学園の設置する浦和実業学園高等学校(以下「学校」という)において、生徒Aがクラスメイトから受けた行為が原因で、6月10日から継続的に欠席するようになり、7月16日時点で欠席日数が30日に達した。その後、生徒Aは8月31日付で転学するに至った。さらに、9月16日に、生徒Aの保護者から学校に対し、いじめ防止対策推進法上の「重大事態」である旨の申し出があった。

これを受け、学校の設置者である学校法人九里学園は、その調査のため、第三者調査委員会(以下「本調査委員会」という)を設置し、後述の委員を選任して調査を行った。

(3) 対象生徒の状況

ア 被害を訴えている生徒の状況

(ア) 診断、医療機関の利用状況

生徒Aは、適応障害、抑うつ状態との診断を受けている。

(2023年4月6日付診断書)

(イ) 生徒Aは2022年6月10日以降、1日を除いてすべて欠席となった。

2022年8月31日付で転学した。

イ 加害が疑われた生徒の状況

B 本学校2年在籍中である。

C 本学校2年在籍中である。

第2 調査の概要

1 調査組織及び構成員

(1) 調査主体

学校法人九里学園

(2) 組織名

浦和実業学園高等学校いじめ重大事態に関わる第三者調査委員会

(3) 構成員4名

弁護士(委員長)、弁護士、公認心理師・臨床心理士、公認心理師

2 調査方法

(1) 概要

生徒A及び生徒Aの保護者からの聴取内容に基づき選定した生徒B及び生徒Cに加え、本調査委員会の判断で7名の生徒と4名の教員(普通科教頭、普通科部長、学年主任、学級担任※2022年度当時)を聴取対象に選定した。

(2) 実施状況

本調査委員会の開催は以下のとおりである。ただし、これ以外にも、随時、学校から開示された記録の検討、聴取結果の検討、書面の作成・交換、電子メール等を用いた意見交換等を行っている。

日時	場所	内容
2022年12月26日	学校	会議
2023年1月30日	学校	会議
2023年2月6日	学校	生徒Aの保護者 NPO代表と面談
2023年2月20日	法律事務所	生徒Aの聴き取り
2023年3月10日	法律事務所	生徒Aの聴き取り
2023年3月15日	学校	関係生徒の聴き取り
2023年3月20日	学校	関係生徒の聴き取り
2023年3月27日	学校	教員の聴き取り
2023年3月31日	学校	教員の聴き取り
2023年4月21日	学校	関係生徒の聴き取り

2023 年 4 月 26 日	学校	生徒 A の保護者と面談
2023 年 5 月 15 日	学校	関係生徒の聴き取り
2023 年 6 月 12 日	学校	関係生徒の聴き取り
2023 年 7 月 6 日	学校	会議
2023 年 7 月 21 日	学校	会議
2023 年 7 月 31 日	学校	生徒 A の保護者と面談
2023 年 8 月 17 日	学校	会議
2023 年 9 月 4 日	学校	会議
2023 年 9 月 19 日	学校	会議
2023 年 9 月 27 日	学校	会議
2023 年 10 月 5 日	学校	生徒 A の保護者と面談
2023 年 10 月 13 日	学校	生徒 A の保護者と面談
2023 年 10 月 25 日	法律事務所	生徒 A と面談

3 「いじめ」の認定について

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、と定められている（第2条1項）。この定義からも明らかなおとおり、いじめの認定では、行為の対象とされた子どもが受ける心身の被害に着目し、当該行為の客観的内容を明らかにするだけでなく、生徒 A の人間関係を踏まえて当該行為が生徒 A に与えた影響を検討することが重要である。

第3 調査により確認された内容

1 生徒 A 及び生徒 A の保護者から聴取した事項（生徒 A の主張）について
本調査委員会が生徒 A からの聴取及び生徒 A が学校に提出した書面により把握した生徒 B 及び生徒 C の行為は以下のとおりである。

- ① 4月中旬頃、1週間くらいの間に複数回、生徒Bが生徒Aの個人ロッカーの扉を無断で取り外した。また、生徒Bはルーズリーフに絵や文字を書いたロッカーの扉のようなものを作り、生徒Aのロッカーに、扉の代わりにルーズリーフをつけた。
- ② 4月末頃、体育の授業の前の休み時間に、他クラスと合同で着替える際に、生徒Bが教室内で生徒Bのスマートフォンで自撮りを行い、撮影画面の中に、離れていたところに居た生徒Aの着替えている様子が映り込み、笑われた。
- ③ 5月2日、書道の授業後、生徒A、生徒B、生徒Cと一緒に書道教室から自己のクラスの教室に戻る途中、生徒Aが一人でトイレの個室に入ったところ、生徒Bが隣の個室との仕切りの壁の上から顔と手を出して、笑いながら生徒Bのスマートフォンで、完全に着衣して起立している状態の生徒Aの姿を動画撮影した。
- ④ 5月上旬頃、休み時間に、生徒A、生徒B、生徒C、関係生徒らと喋っている時に、生徒Aのスカートのウエストが緩いという話題になった。その話が、一旦、終わった後も生徒Bが、「入れさせてよ」などと言って生徒Aのスカートのウエストに手を入れた。生徒Aは抵抗して生徒Bの手を止めて「やめて」などと言い、生徒Aと生徒Bは押し合って、生徒Aが椅子に当たった。
- ⑤ 5月頃、昼休みに、生徒A、生徒B、生徒Cはそれぞれ自分の席に座って、生徒Bがお菓子を食べており、生徒Bが生徒Aにお菓子をあげる際に、お菓子が床に落ちてしまい、生徒B及び生徒Cは、笑いながら、「食べなよ」と言って、生徒Cが落ちたお菓子を生徒Aの机の上に乗せた。
- ⑥ 5月19日、生徒Bが、生徒Aの片方の上履きに、無断でマジックで落書きをした。落書きをされる前に、生徒Aは生徒Bに上履きを取られた。生徒Aが、上履きを返して欲しいなどと述べたものの、生徒Bは返してくれなかった。その為、生徒Aは、しばらくの間、片足しか上履きを履いていなかった。
- ⑦ 5月31日、生徒Aが生徒Cに「放課後、イベントがあるから見に行くのが楽しみ」である旨を話したのに対し、生徒Cは、「気持ち悪い」「キモイ」「ストーリーみたい」などと言った。
- ⑧ 6月頃、生徒Cと登下校をしている際、駅で乗り換えの時に、生徒Aが「6号車の3番ドアに乗ると最寄りですぐエスカレーターに乗れて楽だよ」と言うと、「そんなことまで覚えているなんてキモ」と言った。
- ⑨ 6月頃、生徒Cが、生徒Aに対してそっけない態度を取るようになった。具体的には、生徒Cがグループ内で明るく話していても、生徒Aが話し始めると生徒Cの反応が薄くなった。

2 学校の組織・体制について

(1) 本校の生徒数及びクラス編成等

2022年度の募集者数は、普通科が520名、商業科が240名である。同年度の入学者数は、普通科509名、商業科239名である。

同年度の在校生は、1年生が748名、2年生が619名、3年生が809名で、全校生徒では2176名である。

入学者のほとんどが県内の中学校出身者であり、県外からの入学者は2022年度で16名である。全学年でも、県外からの入学者は43名であった。

2022年度の1年生は12クラス編成であった。

なお、同校には、中学校・高等学校一貫コースがあるが、一貫部として独自のカリキュラムを構成している。一貫部の高等学校と本校の普通科や商業科は、教職員が異なり、クラス編成が同じになることもない。

(2) 教職員の配置

教職員の構成としては、校長、副校長の他、普通科には普通科教頭、部長が1名ずつ管理職として配置されている。

そして、各学年に学年主任、副主任が1名ずつ配置されている。

商業科にも同様に、商業科教頭、部長が配置され、各学年に学年主任及び副主任が1名ずつ配置されている。

本校には、スクールカウンセラーが1名いる。

スクールカウンセラーの出勤日は週1日であったが、数年前から週2日になった。生徒は1時間目から放課後まで相談ができる。基本的に、授業と同じ時間帯(50分)を1コマとして相談ができる。

スクールカウンセラーとの面談は、保健室の隣にあるカウンセリングルームで実施する。スクールカウンセラーによる面談の予約は、基本的に担任を通じて保健室に連絡をして面談枠が空いているか確認し、空いていれば予約するという流れである。また、生徒が直接、養護教諭に問い合わせる予約をすることもある。相談の予約はかなり埋まっている状況であり、当日、すぐに予約できるわけではない。スクールカウンセラーの相談については、学校では積極的に告知はなされておらず、担任等がスクールカウンセラーの相談が必要だと考えた際に、当該生徒にスクールカウンセラーの利用を紹介することが多い。

同校には、養護教諭が3名いる。

保健室の隣に、別室登校をする生徒が使用する部屋が併設されている。

(3) いじめ防止の基本方針

同校では、2014年4月1日にいじめ防止の基本方針が作成され、本件重大事態を踏まえて2022年10月1日に同方針が改定されている。

上記基本方針において、いじめ防止対策のための組織として「校務委員会」が設置されている。同委員会の構成員は、校長、副校長、各教頭、各部長、各主任となっている。

活動内容としては、

- ①いじめの早期発見に関するアンケート調査の実施
- ②いじめ防止に関する指導
- ③いじめ事案に対する事実関係の聴取
- ④いじめ事案に対する指導や支援の体制と対応方針の決定と保護者への連絡

となっている。

開催頻度は、週1回の定例会とし、いじめ事案やその疑いに係る報告があった場合は、「特別委員会」を招集することになっている。

また、いじめに対する措置として、

- ア いじめに係る相談や報告を受ける場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援を行い、いじめを行った生徒に対する指導と保護者への助言を継続的に実施する。
- ウ いじめの関係者間での争いが再発しないように、いじめの事案に係る情報を関係する保護者と共有するための必要な措置を行う。
- エ いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられる環境を保護者と連携を図りながら整える措置を行う。
- オ 省略

と定めている。

もともと、校務委員会や特別委員会では、実際には主に生徒の懲戒処分の検討の場になっており、いじめの調査方針や生徒Aの支援内容等の検討はなされていない。2022年の改訂では、「重大事案への対処」に関して追加修正がなされている。

(4) いじめに関するアンケートについて

2022年度普通科1年生(12クラス445名)に対して、いじめアンケートを行った。実施期間は2022年6月16日(木)～6月20日(月)であり、質問項目と回答数は本報告書末尾の別添1のとおりである。

アンケート実施後、回答のあった生徒に対し、担任・学年主任を中心にさらに詳しい調査を実施し対応した。なお、生徒Aは6月10日から欠席しているため、このアンケートには参加していない。

(5) 欠席の生徒への対応

欠席した生徒には、欠席した授業の資料等は担任がまとめて渡すという運用をしていた。もっとも、どのような頻度で渡すかは、学校内で決まりはなく、学年・担任の判断に任せていた。

(6) 学年の様子

学校では、校内での携帯電話及びスマートフォンの使用は禁止されていた。しかし、生徒間では教室内で自撮りをするのが度々あり、その画像をSNSで共有したりしていた。

(7) クラス状況

生徒Aが在籍していたクラスは40名(男子24名、女子16名)の生徒が在籍していた。クラス担任は、9年目の男性教員である。

1学期は席替えがなく、教卓を背にして左側に女子生徒の座席がまとまってあり、右側に男子生徒の座席がまとまってあった。

男子生徒と女子生徒は基本的に関わり合いがないが、一部の生徒は男女で交流があった。また、1学期の段階では、女子の中でもグループはあまりできていなかった。ただ、生徒Aは、座席の近かった生徒B、生徒C、関係生徒2名のグループに入っており、休み時間等に一緒に集まって話をしていた。

生徒Bと生徒Cは、明るく活発な性格で、クラスの中でも交流関係が広く、一部の男子生徒とも交流があった。ただ、クラスメイトの中には、生徒Bは人との距離感が近くノリでやり過ぎてしまうところがあると感じている者もいた。生徒Aが所属していた上記グループは、周囲の生徒からするとクラス内ではかなり賑やかな雰囲気であった。

3 生徒Aについて

生徒Aは、都内の私立中学校を卒業している。

周囲の生徒の生徒Aに対する印象としては、最初は寡黙なのかと思っていたが、話をしてみると、とても良く話をして、明るい性格であったとのことである。生徒Aの出欠状況は本報告書末尾の別添2のとおりである。

4 学校の対応等について

(1) いじめ申告前の事実

2022年5月12日～14日、校外で行われた2泊3日の宿泊行事において、朝礼にクラスの約半数が遅刻した。その際に、担任は、クラス全員がいる場で、遅れた生徒らに対し、大声で怒鳴りつけて説教をした。また、その際、その場にあったホワイトボードを叩いたり蹴ったりした。担任は、普段も指導の際に物にあたることがあり、生徒Aを含め、怖いと思う生徒が複数いた。

(2) 生徒Aから学校に対してのいじめの申告

5月20日、生徒Aは前日に発生した上履きに落書きをされるいじめについて、祖母に打ち明けたところ、祖母から母に伝わり、母が生徒Aに事実確認をし

た上で学校に申告することの承諾を得て、母が初めて本事案のいじめ(上履き落書きの件)について学校に申告をした。母は電話で申告した後、来校して担任と面談して上履き落書きの件を申告した。担任は、落書きされ、その落書きの上から関係生徒が修正液で落書きを消そうとしてくれた跡のある上履きの写真を確認した。母は担任に対し、生徒Aが「学校に行きたくない」「大事にたくない」「目立ちたくない」「仕返しがなくても気まずくなる」と言っているなどと述べた。この申告を受けて、担任から母に対し、この件についてすぐに調査すると伝え担任は、この件について生徒Aから事情を聴取した。

(3) いじめ申告直後の学校の対応

生徒Bは、生徒Aに対し、上履きの弁償代として上履き落書きの件の当日である5月19日に1500円を渡そうとしたが、生徒Aは受け取らなかった。生徒Bは生徒Aにお金を受け取ってもらえなかったので、生徒Aの筆箱に1500円を入れた。生徒Aはそのお金をどうすればいいか困っていたため、担任が一時、その1500円を生徒Aから預かった。

5月23日、担任が上履きの件について生徒Bから事情を聴取した。生徒Aから聴取した話と大きな齟齬はなかった。生徒Bは、生徒Aと仲がいいと思っていたため、ふざけ合いのつもりでやってしまったなどと述べた。生徒Bの保護者を呼んで、担任と学年主任から、今後このようなことのないように生徒Bを厳重注意した。

5月25日、担任と学年主任が立ち合いの下、上履き落書きの件について生徒Bは生徒Aに直接謝罪し、弁償代(担任が預かっていた1500円)を生徒Aに渡した。生徒Aは、生徒Bがニヤニヤ笑いながら述べている様に見える、生徒Bが学校に謝罪を言わされているように感じたため、生徒Bが反省しているとは思えなかった。もっとも、生徒Aは、生徒Bとの今後の関係もあるので、これ以上、この問題についてやり取りをしない方が良く考えた。そして、生徒Aは、生徒Bに対し「気にしてないよ」と伝えた。一方、担任と学年主任に対しては、「今後、このようなことがなくなって欲しい。大事にたくない。人間関係を壊したくない。」と要望した。

同日、担任は、5月20日から同日までに学校が行った対応について母に電話で報告した。また、担任は、グループ内の人間関係が上手くいなくなるのではないかと気になり、周囲の生徒に見守るよう依頼した。もっとも、担任自身が、直接、生徒Aに対して、生徒Bとの関係で問題が起きていないか確認はしていない。

(4) 不登校が開始してからの経過と新たないじめの申告

6月10日以降、生徒Aは欠席が続いていたため、6月14日、担任が母に電話連絡した。この時点で、欠席理由の詳細について生徒A側からは申告がなかったが、母から「学校を辞めたい」と生徒Aが言っていると伝えられた。

6月15日、母と担任との電話の際、上履き落書きの件以外にもクラス内で嫌がらせ行為があった旨申告があった。母からは詳しい話はなかったが、「犯罪に当たる行為」という話もあった。母は担任に対し、生徒Aが先生には相談

したくないこと及び学校を辞めると決まった時に報告すると言っているなどと述べた。

6月16日、17日にも、担任から母に電話連絡をして、何かあれば学校は協力をすると伝えた。また、担任が生徒Aと直接話をしたいので「保健室登校は可能か」と母に伝えた。登校して直接話すことが難しいならばメールで担任と連絡を取ることが可能かも確認した。母からは、担任に対し、学外の医療機関でカウンセリングを受けることを考えている旨伝えられた。なお、生徒A側からは、保健室登校はできないとの答えであり、メールについては可能としたが、実際には、担任からメールで生徒Aにメッセージを送ったことは5月23日の1回しか確認できなかった。保健室登校について、生徒Aとしては、加害者がいじめ行為をどのように認め反省しているか、学校がどのように指導したかなどが不明であり、学校内に入ることに對して恐怖や不安があった。その為、保健室登校については断った。

6月27日、母から担任に電話で、生徒Aが病院で「適応障害」と診断された旨申告があった。

6月28日、担任から母に電話連絡した際、母から、学校を辞めて転学する可能性があるとの話があった。

7月2日、母から担任に電話があり、トイレ個室の撮影の件と体育の着替え中の自撮り映り込みの件について申告があった。担任は、すぐに調査する旨伝えた。

(5)新たに申告があったいじめの調査

学校は、生徒B及び生徒Cから、トイレ個室の撮影の件と体育の着替え中の自撮り映り込みの件について聴取し、生徒B及び生徒Cのスマートフォンの写真と動画をすべて確認した。その結果、トイレで撮影した動画は見つかったが、体育の着替え中を撮影したと思われる動画は見つからず、生徒B及び生徒Cも着替え中の撮影を否定した。

学校としては、トイレ個室撮影の件については、撮影の事実があったと認定したものの、学年会及び特別指導委員会において各所属の教員及び管理職らと情報共有した上で、いじめであるとは判断せず生徒B及び生徒Cを「ICT機器利用倫理規定違反」として懲戒処分とした。学年会では、いじめに当たるとのではないかと意見を持つ教員が数名はいたが、学年全体としてはいじめとは認知しなかった。そのため、生徒B及び生徒Cに対してもその限度で指導した。体育の着替え中の自撮り映り込みの件については、動画が見つからず、生徒B及び生徒Cが否認したことから、それ以上の関係生徒等の聴取などの調査は行わなかった。

この調査結果については、担任と学年主任から直接母に報告した。なお、学校としては、この時、母に対し、生徒B及び生徒Cを懲戒処分にしたことを伝えたと認識しているが、母としては、何の件でどのような懲戒処分になったかは個人情報のため教えられないと言われたと受け止めており、また、生徒B及び生徒Cに対し何らかの処分があったとしても、スマートフォンの学校内不適切使用等の名目であって生徒Aへのいじめの件での処分ではないと感じていた。

(6) 学習支援等について

7月6日に母が来校した際、生徒Aは勉強する意欲があると母から学校に話があった。母からの要望で、1学期の期末考査の試験問題を郵送した。また、学校からは、学習アプリでの配信を活用してもらいたいと母に伝えた。

(7) 転学までの経緯

7月6日に母が来校した際、母から担任に対し、転学が決まった途端に生徒Aの心配をしなくなったと述べた。また、担任の指導方法について、大きな声や音でクラス全体を威嚇するような指導方法に対して生徒Aがショックを受けて担任に相談できなくなったなどと述べた。担任は、常日頃から大きな声で指導しているわけではなく、また個人に対して行っているわけでもなく、集団生活の中で自らの行動が周囲に迷惑をかけることを学んでほしいという思いからクラス全体に指導していると説明した。もっとも、生徒Aが担任に話しづらい状況を作ってしまったことで、生徒Aを追いつめてしまったことについては担任及び学年主任から謝罪をした。

学年主任は、生徒Aが学校に戻れることが最善なので、そのために必要なことは対応させていただく、しかし、学校を続けることが難しいようであれば、生徒Aにとって一番良い選択をしてもらいたいので結論が出るまで待ちます、などと伝えた。この頃、母から担任に対し、クラス替えができないかとの話が出たが、担任はその場ですぐにできない旨回答した。その後、7月19日に担任と母が電話で連絡した後は、8月18日まで学校から生徒A側に連絡をしていない。8月18日に担任から母に電話した際、生徒Aの様子は変わっていないと話があった。8月22日、母から学校に電話があり、転学先が決まり、9月1日からの転学を希望している旨伝えられた。生徒Aは、8月31日付で転学をした。

(8) 謝罪等の機会の設定について

7月11日、母から担任に対し、生徒B及び生徒Cは反省しているのか、生徒B及び生徒Cの保護者は知っているのかなどの質問があった。担任は、生徒B及び生徒Cは反省していること、学校から生徒B及び生徒Cの保護者に報告をしたこと、生徒B及び生徒Cの保護者は生徒A及び生徒Aの保護者に対して謝罪の意思があることを述べた。もっとも、具体的な謝罪の機会の設定について、学校側から積極的な提案がなされることはなかった。

7月19日、担任から母に電話した際、母は、生徒Aは直接会いたくないが、生徒B及び生徒Cからの謝罪を求めている旨述べた。また、本件のいじめについて、弁護士に相談し、警察に被害届を出すかどうか検討しているとも述べた。

8月22日、母から学校に対し、生徒同士は手紙で、保護者同士は直接会って行いたい旨要望があった。その後、学校を介して謝罪の方法や日程を調整し、9月20日に、生徒A及び母の希望する形で、謝罪の日が予定された。

9月14日、母から、謝罪の場は設けてほしいが20日に予定していた謝罪はとりあえず延期してほしいと学校に連絡があった。

(9) いじめ重大事態として認定

9月16日、母、生徒Aの両親が相談していたNPOの代表が来校し、普通科教頭、学年主任、担任と五者で面談した。その際に、NPO代表が、生徒Aが登校できない状況が続いているにもかかわらず、調査委員会を設けないことは法律違反であると指摘した。学校は、学校としていじめ重大事態が発生したことを報告し、いじめ防止対策推進法に基づき調査組織を設置することなどを約束した。

9月20日、学校は、特別指導委員会において、7月16日時点で欠席が30日を超えていることや8月31日に精神的苦痛により転学するに至ったことなどから、いじめ重大事態として対応することを決定した。

9月22日、学校から埼玉県総務部学事課にいじめ重大事態の発生について第一報を入れた。10月7日付で、埼玉県知事宛てに「重大事態の発生について」と題する報告書を提出した。

(10) 最終的なすべてのいじめの事実の申告

9月16日、母とNPO代表が来校した際、母は、生徒Aがいじめだと受け止めている出来事を時系列で記した生徒Aの手書きのノートを学校に提出した。ノートには、既に学校が把握していた上履き落書きの件、トイレ個室の撮影の件及び体育の着替え中の自撮り映り込みの件の他に、6件の出来事(ロッカーの扉取り外しの件、スカートのウエストに手を入れた件、落ちたお菓子の件、趣味に対して「きもい」などと言った件、駅の乗り換え時に「きもい」などと言った件、生徒Aに冷たい態度を取った件)などが記載されていた。この6件については、それまでに生徒A側から学校に申告はなされておらず、学校は、ノートの提出を受けて初めて把握した。

5 いじめに関する認定及び評価

(1) 生徒B及び生徒Cが生徒Aのロッカーの扉を取り外したこと(前記第3の1①)について

【認定できる事実】

この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。また、複数の関係生徒が、本調査委員会の聴取に対して、このような事実があった旨答えている。

以上の事実から、生徒Aが主張する事実はあったものと認定できる。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒B及び生徒Cの上記行為により、実際に、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

生徒B及び生徒Cに悪意はなく仮に友人同士の遊びの認識であったとしても、また生徒Aも当初は受け入れているように見えたとしても、内心は嫌がっており、さらにそれを執拗にやられることで嫌だと思う気持ちが蓄積して苦痛が増したと考えられる。なお、この事実を見た生徒の中にも、自分はやられてはいないが、もし自分がやられたら嫌だ、苦痛を感じると述べる者がいた。

(2) 生徒Aが授業前の着替え中に生徒Bの自撮りに映り込み笑われたこと(前記第3の1②)について

【認定できる事実】

この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。生徒Aは、教室内の位置関係や、どのようにして自分自身が映り込んでいることが分かったかなどを具体的に詳細に述べており、かつ、その状況を本調査委員会が検証したところ、不合理な点はなかった。

そして、関係生徒の供述によれば、生徒Bが体育の授業前の着替えの時間に、スマートフォンで自撮りをしたり、友人達と写真や動画を撮ることは頻繁にあった。また、第3の2(7)で記載したとおり、生徒Bの性格は、明るく活発で、ノリで楽しければという感じで生徒Aにちょっかいを出していた、楽しいとやりすぎてしまうところがある、友人同士であっても特に距離が近くなると何をするか分からないところがあるというものであった。日常的に生徒Bが生徒Aに絡んでいる場面が多く見られ、生徒Aが体育着に着替え終わった後に、生徒Bが生徒Aの体育用の白い靴下をおもしろがって近距離で撮影していたこともあった。さらに、体育の授業前後の着替えの際に、生徒Aが周りの生徒よりも着替えるのが遅いことがしばしばあった。

以上のとおり、生徒Bが体育の授業前の着替えの時間に頻繁に自撮りをしていたという前提状況があり、生徒Bの性格や生徒Aに対する接し方からしても、生徒Aの供述は信用できる。したがって、体育の授業前の着替え中に生徒Bの自撮りに映り込み、笑われたことはあったと認定できる。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒Bの上記行為により、実際に、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

着替え時の姿は、プライバシー性の高いものであり、意図的な撮影の有無に関わらず、他人の自撮り画面に映り込むことだけでも、通常の生徒であれば心身の苦痛を感じると考えられる。また、自撮り画面に映り込んだ姿を笑われることは、無防備なプライベートな姿を笑いものにする行為であり、本件においては、生徒Aと生徒Bはクラスメイトであり、クラスの中でも特に仲の良いグループのメンバーであったことを前提としても、深刻な苦痛を感じるといえる。

(3) トイレ個室の撮影(前記第3の1③)について

【認定できる事実】この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。関係生徒も、本調査委員会の聴取に対して、このような事実があった旨答えている。また、客観的な資料として、動画データがある。

以上の事実から、この事実はあったものと認定できる。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒Bの上記行為により、実際に、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

トイレの個室は、通常、排泄を行うための極めてプライバシー性の高い場所であり、他人から撮影をされることはおよそ想定されない場所である。前述のとおり、本件においては、生徒Aと生徒Bはクラスメイトであり、クラスの中でも特に仲の良いグループのメンバーであったことを前提としても、生徒Aは深刻な苦痛を受けたといえる。

(4) 生徒Bが生徒Aのスカートのウエストに手を入れたこと(前記第3の1④)について

【認定できる事実】

この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。

関係生徒によれば、生徒Aを含むグループで喋っている時に、生徒Aのスカートのウエストが緩いという話題になった。生徒Bは、生徒Aのスカートがどれくらい緩いのかを見たくて、「入れさせてよ」などと言ってウエストの中に無理矢理手を入れた。生徒Aが抵抗して生徒Bの手を止めて、やめてと押し合って、生徒Aが椅子に当たったことがあった。このように、複数の関係生徒の供述は、それぞれ断片的ではあるが、生徒Aの供述と整合する。よって、生徒Aの供述は信用できる。したがって、この事実はあったものと認定できる。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒Bの上記行為により、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

生徒Aは、恥ずかしかった上、椅子に当たった音で教室に居た他の生徒らからも注目されたことが辛かったと述べており、深刻な苦痛を感じた。

(5) 生徒B及び生徒Cが落ちたお菓子を食べるよう勧めたこと(前記第3の1⑤)について

【認定できる事実】

この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。関係生徒は、本調査委員会の聴取に対して、そのような事実があった旨答えている。したがって、この事実はあったものと認定できる。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒Bの上記行為により、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

(6) 生徒Bが生徒Aの上履きに落書きをしたこと(前記第3の1⑥)について

【認定できる事実】

この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。関係生徒は、当時の学校の調査時にも、本調査委員会の聴取に対しても、そのような事実があった旨答えている。当時、生徒Aのクラス内で、上履きに落書きをしている生徒はおらず、生徒Aが初めて、しかも本人の了解なく、上履きに落書きをされた状況であった。また、客観的な資料として、落書きがされた生徒Aの上履きがある。

以上の事実から、この事実はあったものと認定できる。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒Bの上記行為により、実際に、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

生徒Aは、当該行為について、単なる心理的な苦痛だけでなく、高校生にもなってこのような幼稚な嫌がらせをすることに対して驚き呆れる気持ちもあり、当該行為は、今後生徒Bとの友人付き合いを難しいと感じる大きな契機となった。

また、このいじめに関連して、生徒Aは、生徒Bから上履きの弁償代として、お金を無理やり渡されたことも、お金で解決しようとしていると感じて嫌だったと述べており、更に苦痛が増したと考えられる。

(7) 生徒Cが生徒Aの遊びに対し「きもい」等と言ったこと(前記第3の1⑦)について

【認定できる事実】

この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。生徒Aは、生徒Cと会話をした時間、場所、生徒Aが話した言葉、生徒Cが話した言葉などを具体的に詳細に述べた。

生徒Cは、本調査委員会の聴取に対して、この時かどうかははっきりと覚えていないが、生徒Aを含め友人に対して、日常的に「きもい」という発言をよく行っていたと述べた。

以上の事実から、この事実はあったものと認定できる。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒Cの上記行為により、実際に、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

(8) 生徒Cが駅の乗り換え時に「きもい」等と言ったこと(前記第3の1⑧)について

【認定できる事実】

この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。生徒Aは、生徒Cと会話をした場所、生徒Aが話した言葉、生徒Cが話した言葉などを具体的に詳細に述べた。前提状況として、生徒Aと生徒Cは最寄り駅が同じであり、二人で下校することがよくあった。生徒Cは、本調査委員会の聴取に対して、このやりとり自体は覚えていないが、生徒Aを含め友人に対して、日常的に「きもい」などという発言をよく言っていたので、言っていないとはいえないと述べた。

以上の事実から、この事実はあったものと認定できる。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒Cの上記行為により、実際に、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

(9) 6月頃、生徒Cが、生徒Aに対して、そっけない態度を取っていたこと(前記第3の1⑨)について

【認定できる事実】

この事実について、生徒Aは、本調査委員会の聴取に対して、一貫してその事実があった旨答えている。他方で、関係生徒の聴取では、そのような事実を認識している者がいなかった。関係生徒の聴取で判明した事実は下記のとおりである。

生徒Aが高校1年の6月頃、上記(6)の上履き落書きの件が発覚後、生徒Bは、生徒Aに対し、以前と比べて冷たい態度を取るようになった。実際のところ、生徒Bとしては、生徒Aとはノリが合わないと感じたため、以前のように生徒Aに絡まなくなり、グループで集まって話している時にも生徒Aの話には上の空で気のない相槌を返したり、生徒Aに対しては反応をしなくなった。

上履き落書きの件で、生徒Cは、さすがにやり過ぎであるという思いから生徒Aをフォローしたことにより、仲が良かった生徒Bと生徒Cの関係性も一旦こじれていた。もっとも、その後、生徒Bと生徒Cは、お互い気まずいままでは嫌だったため二人で直接話し合って和解した。

生徒Cは、生徒Aと生徒Bの関係がこじれたままではグループ内の雰囲気がよくないと思い、それぞれに対し個別に、仲直りをしないのか、などと話を振って仲直りをするように説得した。しかし、生徒Bは無理をして生徒Aと仲直りをするつもりはないという態度であった。生徒Aもなぜ嫌がらせをされた側の自分が積極的に仲直りをするように動かなくてはいけないのか、そのつもりはないといった態度であった。そのため、生徒Cは、生徒Aと生徒Bの二人の関係については勝手にすれば良いと思うようになり、放っておくようになった。

生徒Aと生徒Bの関係が悪くなった後も、グループとしては以前と変わらず集まって話したりしていた。ただし、前述のとおり、生徒Bは生徒Aに対し冷たく接しており、そのことについてはグループ内で気づいている者もいれば気づいていない者もいた。また、関係生徒によれば、生徒Aが欠席し始める前の6月上旬頃、休み時間中に、気が付いたら生徒Aがグループの輪に入らずに、ぽつんと一人でいることがあった。上履き落書きの件で生徒Aと生徒Bとの関係が悪くなった後、下校を一緒にしていた生徒Cの態度にも変化があり、グループから外れて一人でいた生徒Aを生徒Cが積極的にフォローすることもなかった為、生徒Aはグループ内での孤立感が深まった。

上記事実を踏まえると、上記の経過の中で、生徒Aとしては、生徒Cの態度が以前と変わってそっけなくなったと感じていたと考えられる。

この点について、生徒Cとしては、故意に生徒Aに対してそっけない態度を取るつもりはなかったかもしれないが、前述のとおり、生徒Bと生徒Aの関係が悪化した後も生徒Bと生徒Cとの関係は和解して良好であったこと、生徒Cは生徒Bとともにグループ内及びクラス内でも中心的で影響力のある人物であったことや、生徒Aが生徒Bとの仲に関して生徒Cの意図に反して仲直りを拒否したことにより生徒Cが少なからず見放していたことからすれば、生徒Cは生徒B寄りの態度になり、生徒Bの冷たい対応に無意識的にであっても同調して生徒Aに対する反応が鈍くなっていたことが考えられる。

生徒Aとしては、生徒Cが生徒Bと一緒に過ごしていることが多くなったため、生徒Cと距離を感じ始めたことが考えられる。

以上から、今回の調査では、生徒Bが上履き落書きの件以降、生徒Aに冷たくなったこと、そして、生徒Cは、生徒Aが高校1年の6月頃、グループで話

している際に生徒Aに対し以前と比べて冷たくそっけない態度を取っていたという事実は認定できる。

なお、生徒Cは、生徒Aが不登校になるまで生徒Aと一緒に下校をしており、不登校が開始した6月10日の前日の下校時には、一緒に飲食店にも行っていた。ただ、これらの事実があったとしても、生徒Cは生徒Aに対し、二人でいる時とグループ内では異なる態度を取っており、また生徒Aはそのように受け止めていたと考えられる。同じグループの関係生徒は、ほとんどの者が、生徒Aの精神的な孤立については分かっていなかった。

【評価(いじめに当たるか否か)】

生徒B及び生徒Cの上記行為により、実際に、生徒Aは心理的な苦痛を感じている旨述べている。したがって、当該行為はいじめであると評価できる。

そして、生徒Aは、これまでのグループ内でのいじめによる傷つきが積み重なっていたところに、生徒Bのみならず生徒Cからもそっけない態度を取られたことによりグループ内でもクラス内でも居場所がなくなったと感じた。生徒Aは、学校に行くことができないほど、深刻に傷ついたといえる。

6 いじめと適応障害、抑うつ状態及び不登校の因果関係について

生徒Aは、今回の不登校に至るまで欠席したのは2日間のみである。

生徒Aは、上記「いじめ」と認定された行為により、学校に行くことが苦痛になり適応障害、抑うつ状態及び不登校となったことは明らかであり、今回の調査でこれに反する事実は挙がっていない。したがって、いじめと適応障害、抑うつ状態及び不登校の因果関係が認められる。

第4 学校の対応の問題点

1 いじめ防止対策推進法の理解が欠如していたこと

教職員らの聴取で明らかになったのは、教員のみならず管理職も含め、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義について理解がなされていなかったことである。例えば、トイレの個室内での撮影の件について、生徒Aが心理的な苦痛を受けていることが明らかにもかかわらず、教員らはいじめとは認知できなかった。また、同法28条の「重大事態」についても理解がなされていなかった。その為、本件において、いじめの認知、いじめ重大事態の判断、事実調査、生徒Aへの支援、加害生徒への指導等、あらゆる面で学校が十分な対応を取れなかった。

そして、同校でも、いじめ防止の基本方針が作成されているものの、同方針でいじめ防止対策のための組織として位置づけられた「校務委員会」や「特別指導委員会」は、主に生徒の懲戒処分の判断をする場になっていた。その為、

いじめの対応について十分な協議がなされていなかった。法律が求めている、いじめの対応について学校が組織的に対応するという点でも不十分であった。さらに、いじめに関する研修も、聴取した教員がいつ実施されたか覚えていない程、実施されておらず、教職員らが同法について理解を深める機会もなかったといえる。

上記法律が成立してから10年以上、経過しているが、学校全体が法律について理解がなされておらず、極めて問題である。そして、それが本件であらゆる面で問題を生じさせたといえる。

2 クラス担任任せの対応について

生徒Aがいじめの被害を学校に訴え、欠席が続いている中、担任から保護者への連絡が1か月以上、何もなかった時期がある。しかも、担任から生徒A及び保護者に提示した「学校への復帰に向けた提案」には、基本的に本人に学校に来てもらい直接、話しができないか、保健室登校はできないかという内容しかなかった。また、生徒Aへの学習支援も基本的に学校が導入している学習アプリを利用してもらうことだけで、生徒Aが欠席した試験の問題や授業で使用するプリント資料等の配布は学校から積極的に行われていなかった。生徒Aの保護者が担任に対して期末試験の問題等を提供して欲しいと依頼して、初めて担任から学習資料が提供された。生徒A及び保護者は、学校がいじめ問題について十分に対応してくれないのではないか、そして学習支援もしてくれないという不信感や失望を強く抱くことになった。この問題は、担任だけの問題にとどまらず、管理職や学年主任が生徒Aや保護者への対応状況を十分に確認・把握していない問題であるといえる。

生徒Aは、7月10日の時点で、いじめを原因として30日以上、欠席しており、法28条の「重大事態」であった。前記1のとおり、学校側が法律を理解していないこと、そして学校の組織的な体制が不十分であることが担任任せの対応を生じさせた。そして、生徒Aらに強い不信感を生じさせたといえる。学校はスクールカウンセラーとの面談を提案することもできたはずである。また、生徒Aが安心して再び学校に通えるようにするには、生徒Aの不安を取り除く必要があり、加害生徒への指導内容及び結果(反省状況)を十分に生徒Aと保護者に説明すべきであった。また、学校としては、生徒Aの負担にならない様にと配慮していたのかもしれないが、学習支援の方法について生徒Aや保護者と協議をしておくべきであった。

3 生徒Aが教員と相談しにくい状態であったこと

担任は、1学期の宿泊行事において、朝の集合時間に遅刻した複数名の生徒への指導の際に、クラス全員の前でホワイトボードを蹴ったりしたことがあった。

それ以外にも、普段の学校生活においても、生徒への指導の際に物にあたったり、不適切な発言を用いることがあった。

生徒Aは、普段、担任が生徒に対して粗暴な指導をしていたことから恐怖を感じ、いじめが発生した際も担任に相談しようと思えなかった。子どもが、教員に対し、いじめを相談することに心理的なハードルがあることは周知の事実であるし、子どもの年齢が大きくなるにつれてよりその傾向が強くなる。子どもは普段から教員の対応を見ており、教員との間で信頼関係ができていなければ相談はしない。

本件では、入学したばかりの高校1年生の1学期の初期の段階で担任の不適切な指導により、生徒Aは担任に対して不信感を持った。また、他の教員ともあまり関りが無かったため、生徒Aが担任以外の教員に相談することも難しかった。学校としては、入学初期の段階で、教員と生徒との関係性を築くことの重要性をより意識すべきである。

本件では、他の生徒の担任への評価は分かれるものの、一部の生徒は2学期以降の担任の姿勢から親身に接してくれていると評価していた。1学期の担任による不適切な対応がなければ、生徒Aがいじめを受けた際に担任に対し、相談できた可能性はある。

宿泊行事での上記担任の問題のある指導については、当時、他の教員や管理職が問題であると指摘したり、指導した形跡はない。上記指導は、朝の集合時間に行われたものであり、他の教員もその場にいた可能性はあるし、少なくとも近くにはいた。他の教員が、物音や生徒の反応等から事後的にであっても状況を確認すれば、担任の指導内容も容易に把握できたと考えられる。それにもかかわらず、他の教員らが状況を確認すらしていないことから、他の教員も粗暴な指導に対して、積極的かは別にしても許容する雰囲気があったことが伺われる。担任の指導方法の問題だけとせず、教員全体として、改めて生徒への接し方を考える必要がある。万が一、不適切な指導をしてしまった場合には、事後的であっても生徒に対してフォローすることが信頼関係の構築において大切である。

4 スクールカウンセラーの体制について

生徒がいじめの被害を受けた際に、教員以外の相談先として、スクールカウンセラーを活用することが考えられる。もっとも、本校は、学校の規模からするとスクールカウンセラーの配置状況(勤務日)が少なく、積極的に生徒や保護者に対し、スクールカウンセラーの相談利用について説明をしていなかった。その為、誰に相談したら良いか悩んでいる生徒がスクールカウンセラーになかなか繋がりにくい状況であるといえる。実際に、本件生徒Aや保護者も、担任に対して不信感をもっており、学校内で誰に相談したら良いかという悩みを抱えていた。スクールカウンセラーの相談体制を整備すると共に、問題が生じていない段階から積極的に生徒らに周知していく必要がある。また、いじめ問題

において、生徒へのきめ細やかな対応を検討する為には、いじめ防止対策のための組織である校務委員会又は特別指導委員会の構成員にスクールカウンセラーを加えて、助言を求めることも必要である。

5 生徒Aへの対応が不十分であること

(1) いじめ問題が発覚した後の対応が不十分であったこと

担任は、上履きへの落書き事件の後に、グループ内の加害生徒以外の生徒に対して、生徒Aの様子を見守る様に依頼している。もっとも、担任自身は、その後、生徒Aに対して、直接、声掛けをして、グループ内の関係性や生徒Aの心境については確認していない。

周囲の生徒にも協力を依頼すること自体は、いじめ問題の対応としては有効な方法の一つではある。もっとも、当時、担任自身もグループ内の関係性がこじれてしまうのではないかと危惧していたのであるから、生徒任せにするのではなく、担任又はその他の教職員(養護教諭やスクールカウンセラーも含め)が直接、生徒Aとコミュニケーションを取るべきであった。仮に担任らがより積極的に対応していたら、生徒Aの学校に対する不信が緩和され、相談がなされていた可能性もある。

(2) 生徒Aの要望に対しての検討が不十分であったこと

生徒Aの保護者からは、夏休み期間中の学校とのやり取りにおいて、生徒Aを別のクラスに替えてもらえないか質問している。これに対し、学校は年度途中でのクラス替えを認めなかった。上記のとおり、学校から生徒Aに対しての復帰に向けた提案としては、保健室登校ができないかというものだけであった。

しかし、6月15日に、生徒Aの保護者から学校に対して、上履きの件以外も嫌がらせ行為があったこと、しかもそれが犯罪に当たりうる行為であると伝えている。そして、同月27日に、生徒Aの保護者から学校に対して、いじめによって適応障害になったとの診断を受けた旨の連絡があった。さらに、翌28日には、生徒Aの保護者から学校に対して、学校を辞めて転学する可能性があるとの話もなされている。7月2日には、生徒Aの保護者から学校に対して、「女子トイレでの撮影の件」及び「体育の着替えの際の自撮りを装って隠し撮りされた件」の話があった。以上の状況からすれば、生徒Aは深刻に傷ついていることは明白であるし、学校としても深刻な状況にあることは十分に把握できた。また、適応障害であれば、学校としてもできる限りの環境調整をしなければ、生徒Aの問題は改善しないと認識すべきであった。そして、本件いじめは、同じクラスの女子グループ内で生じており、しかも加害生徒と生徒Aの座席が近かった。問題が何も解決していない状況で、生徒Aがクラスに復帰することは、到底、難しいといえる。学校としては、事実調査及び関係生徒への指導をすることは必須であり、生徒Aが学校に復帰し

やすいように席替えの提案をしたり、それでも生徒Aが復帰が難しいと考えている場合には年度途中であっても別のクラスに替えることも受け入れるべきであったと考える。

学校としては、年度途中で生徒Aだけが別のクラスに替わると手続きが大変であることや、他の生徒から自分もクラスを替えて欲しいという要望が来てしまうのではないかと考えて、クラス替えについてはできないと、その場ですぐに回答している。しかし、本件において生徒Aがいじめにより深刻に傷ついていることが上記のとおり明らかであり、学校に復帰する為の唯一の手段であるのであれば、その方法を取るべきであったと考える。

文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)でも下記のとおり記載がある。

『 8 . 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。 』

仮に、クラス替え後に別の問題が生じた場合には、学校と生徒Aとその保護者で継続的に協議をすれば良かったと考える。他方で、学校がクラス替えは難しいと判断したとしても、単にクラス替えはできないと回答するだけにとどまらず、生徒Aや保護者になぜできないのか丁寧に説明して、代替手段と一緒に協議すべきであったし、学校として生徒Aの復帰に向けて真摯に検討する姿勢を生徒Aらに示すべきであった。

6 いじめに関するアンケートについて

前述のとおり、本校でもいじめに関するアンケートが行われている。もっとも、その質問事項はアンケートの回答者自身がいじめられているのかを聞くだけになっており、周囲の生徒がいじめられているかを確認する質問事項はない。この場合、仮に回答者が周囲の生徒がいじめられているのを知っていても学校側はアンケートで把握できない。繰り返しになるが、いじめの被害者が学校に相談できないことが多いので、学校がいじめを早期に発見する為には、周囲の生徒からもいじめの情報を収集する必要性は高い。したがって、アンケートの質問事項に、周囲の生徒がいじめられているのかを確認する内容を追加すべきである。

第5 再発防止策

1 研修体制の整備について

毎年、いじめ問題に関する研修を実施することが必要である。

外部の専門家を講師とする教員向け研修を実施して、いじめ防止対策推進の仕組みや文部科学省のガイドライン等を正確に理解する必要がある。

また、本件調査報告書を全教職員(中高一貫部も含め)が読んで、検討・意見交換をすることが必要である。その際に、生徒指導の在り方についても検討する。特に、生徒との信頼関係の構築の方法や不適切な指導をした場合のフォローの仕方についても検討すべきである。

2 学校のいじめ防止の基本方針及びいじめ防止の為の組織の役割について

いじめについては、学内のいじめ防止対策のための組織として位置づけられた「校務委員会」や「特別指導委員会」にて情報共有をすべきである。そして、組織としていじめの対応の進捗管理をすべきである。特に長期休暇の場合には、被害生徒や保護者との対応がきちんとなされているか注意すべきである。また、文部科学省の『いじめ防止等の為の基本方針』では、いじめに係る行為が止んでから3か月間は被害生徒及び加害生徒の状況を注視して、いじめが解消しているか慎重に判断すべきとしている。

組織として、いじめが発覚して関係生徒を指導した後も関係生徒の動静を確認すべきであるし、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを確認すべきである。繰り返しになるが、被害生徒への心理的な支援を検討する上では、いじめ防止対策の為の組織の構成員にスクールカウンセラーも含めるべきである。

また、いじめの対応に悩んだ際には、外部の専門家に相談できる体制を整えておくことも必要である。

3 いじめの事実の把握について

いじめの被害を受けた生徒は、いじめの事実を全て申告するわけではない。年齢が上がるにつれて、大事にしたいと考えたり、教員に相談しても解決しないのではないかと考えて、いじめの事実を言わなくなる。教員は、申告されたもの以外にいじめがないのか積極的に確認する。特に、グループ内のいじめの場合、これまでも継続的にいじめがあった可能性が高いので、他にもいじめの被害を受けていたのではないかと考えて、慎重に調査すべきである。

そして、いじめの事実の調査は、加害生徒だけでなく、周囲の生徒も含めて聴き取り調査をすることが必要である。また、学校は、調査結果を踏まえて、「いじめ」であるか判断をする際には、被害生徒が心身の苦痛を受けていないか、すなわち、「傷ついていないか」という視点を常に意識すべきである。グル

ープ内のトラブルに関しては、ノリでやり過ぎてしまったと捉えて、学校がいじめを見落としてしまう危険性があることに注意する。

4 スクールカウンセラーの体制整備について

生徒及び保護者が利用しやすくするように、スクールカウンセラーの配置を増やすことは必要である。同時に、スクールカウンセラーの利用について、普段から生徒や保護者に積極的に周知すべきである。

5 生徒向けのいじめ問題に関する授業について

生徒に対して「いじめ問題」について理解を深める授業を実施すべきである。本件では加害生徒らは、「ノリ」でとか、相手も楽しんでいると思ってやっており、周囲の生徒も生徒Aの心の傷つきに気がついていなかった。もっとも、グループ内では、嫌なことがあっても断りにくいことや、最初は受け入れていても次第に心が傷ついていくことは良くあることであり、生徒達も知っておくべきである。具体的なケースを用いながら、生徒がいじめの問題について学ぶ機会を設けるべきである。

別添 1

I		
	現在自分はいじめられていると思う。	1
	自分の受けているいじめについて誰かに相談した。	0
II		
	冷やかし・からかい・悪口・脅しなどを言われている。	0
	クラスの集団やグループに入れてもらえなかったり、無視をされたりする。	0
	遊ぶふりをして軽くぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	1
	苦痛を感じるほどひどくぶたれる、叩かれる、蹴られる。	1
	金品を強要されたり、嫌なことを無理やりやらされたりする。	0
	金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる、いたずら書きされる。	0
	嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを無理やりやらされたり、させられる。	0
	パソコンや携帯に悪口や写真を貼られる、書き込まれる、送られる。	1
III		
	今年度4月からいじめを受けたことがあるが、すでに解消している。	9
IV		
	学校生活について(自由記載)	3

別添2

2022年

4 月	出席定日数	17日
	出席停止	0日
	欠席	1日
	早退	0日
	遅刻	0日
	出席日数	16日
5 月	出席定日数	20日
	出席停止	1日
	欠席	1日
	早退	0日
	遅刻	0日
	出席日数	19日
6 月	出席定日数	24日
	出席停止	0日
	欠席	16日
	早退	0日
	遅刻	0日
	出席日数	8日
7 月	出席定日数	15日
	出席停止	0日
	欠席	14日
	早退	0日
	遅刻	0日
	出席日数	1日(自宅学習)
1 学期合計	出席定日数	76日
	出席停止	1日
	欠席	32日
	早退	0日
	遅刻	0日
	出席日数	44日

第6

再発防止に向けた学校の取り組み

5の再発防止についての様々な課題に対し、それぞれ以下のように取り組み、学校として再発防止に努める

(1) 研修体制の整備

①いじめ問題に関する教員対象の全体研修を定期的実施する。本校では毎年、夏季休業中に外部講師を招いて研修会を行っているので、いじめに関する知識や経験等を持つ様々な専門家に依頼し、全教員がいじめ防止対策推進の仕組みや文部科学省のガイドライン等の理解に努め、危機意識を持って学級経営を行う。また、いじめに関する外部講演にも積極的に参加し、教員会議等でそれらに関する報告を行う。

②本校で起きたいじめ重大事態に関する報告書を教員間で共有し、生徒一人ひとりへの対応、信頼関係の構築、生徒指導の在り方等を検討する。

(2) 学校のいじめ防止の基本方針及びいじめ防止のための組織の役割

①「校務委員会」や「特別指導委員会」において、いじめ防止対策について組織として動けるようにする。各学年の生徒の状況報告会を行い、情報共有することで、学年主任や学級担任任せの指導にならないようにする。問題行動が起きた場合は、速やかに所属長や管理職に報告し、「校務委員会」や「特別指導委員会」で情報共有し、早急な対応を行う。

②「校務委員会」や「特別指導委員会」の構成員にスクールカウンセラーも加え、専門家の意見を取り入れることで、適切な対応ができるようにする。

(3) いじめ事実の把握

①「いじめアンケート」について

以前は「自分自身がいじめられているか」を聞くだけのものだったが「周囲の生徒がいじめられているか」という周囲から情報収集する項目を加え実施する。

②メール機能付きアプリやスクールライフの有効活用

今までもメール機能付きアプリやスクールライフ（本校独自の生徒との交換日誌）を使用し、直接相談しづらいこともこれらを用いて学級担任が状況把握を行っていたが、日頃から使う習慣がないといざというときに活用できない。このような状況を無くすために日頃から積極的に活用するよう指導する。

③個別面談の実施

学級全員との個別面談を学期に複数回行い、生徒個人はもちろん学級の人間関係の状況把握に努める。

(4) スクールカウンセラーの体制整備

生徒及び保護者が利用しやすくなるように何かが起きてからではなく、日頃から利用方法について積極的に周知する。また、実施日や時間等についてもスクールカウンセラーと相談し、多くの方が相談できるように体制を整える。

(5) 生徒向けのいじめ問題に関する授業

いじめは生徒も理解を深めなければならない問題である。「冷やかし」や「いじり」などは友人関係が成立していれば許されると勘違いしている生徒もあり、相手の心身の苦痛に気づくことができない。教員だけでなく、生徒達にも外部の専門家の話を聞く機会を設け、ホームルームで学級の生徒と一緒にいじめについて考える。